

使用料の算定基準（案）・手数料の算定基準（案） 策定の考え方（概要）

1 策定目的

- ・ 公の施設や行政サービスの使用料
- ・ 証明書交付等の手数料

サービスを利用する方と利用しない方の負担の公平性の観点から、受益者である利用者等に適正な算定基準に基づく負担をしていただく必要があります。



「持続可能な行政運営」及び「利用者負担の適正化」を図るため、減価償却費を含めたフルコストの情報を活用する新公会計制度の視点を盛り込んだ、新しい使用料の算定基準、手数料の算定基準を策定することといたしました。

2 適用範囲

（1）使用料

行政財産及び公の施設の使用・利用の対価として徴収される料金（地方自治法第 225 条）。

※負担金、イベント入場料、冊子販売料金及び設備備品の利用料についても本基準の適用範囲とする。

（2）手数料

特定の者の要求に基づき、主としてその者の利益のために提供する事務の対価として徴収される料金（地方自治法第 227 条）。

3 決定の手順

使用料と手数料は以下の手順に従って、決定することとします。

- （1）原価計算
 - （2）公費負担割合の設定
 - （3）民間や周辺自治体の同種・類似の使用料、手数料との比較
 - （4）激変緩和の考慮
 - （5）その他調整項目の検討（※1）
 - （6）減額・免除措置の検討
- （※1）手数料については、（5）の適用はなし

4 決定した使用料と手数料の見直し

公の施設や行政サービスに係る原価は、コスト削減の取り組みや、利用者数の推移等の施設の運用状況、物価の変動、税制改正等の動向により変動します。

使用料や手数料については、コストの削減努力を前提としつつ、受益者負担の適正化の観点から、定期的な見直しが必要です。

したがって、現在、使用料が無料の施設や手数料が無料の行政サービスも含め、原価算定については適宜行うこととし、使用料や手数料の見直しについては、4年に1度行うこととします。